

多摩26市の生涯学習・社会教育所管課一覧

H28.01.18 現在

- 1 「生涯学習」と「社会教育」を所管する課が市長部局と教育委員会に分かれる市
4市（調布市・国分寺市・狛江市・多摩市）
- 2 「生涯学習」と「社会教育」を所管する課が教育委員会にある市
22市
- 3 生涯学習担当課で「社会教育の業務」を行っている市
17市
- 4 社会教育課で「生涯学習の業務」を行っている市
5市（青梅市・昭島市・東村山市・東大和市・西東京市）
- 5 部・課・係名に「生涯学習」の文言がない市
4市（国分寺市・狛江市・多摩市・西東京市）

東京都生涯学習情報「区市町村生涯学習・社会教育主管課一覧」より。一部調査にて修正変更実施。

No.	市町村名	部 名	課 名	係 名	業務内容等
1	八王子市	教育委員会 生涯学習スポーツ部	生涯学習政策課	生涯学習推進担当 社会教育担当 ※係はないが、担当（主査）が設置されている。	八王子市教育委員会事務局処務規則 (1)生涯学習及び社会教育の振興に係る総合的な政策立案・施策の推進、調査研究及び連絡調整に関する事。 (2)生涯学習審議会に関する事。 (3)社会教育関係団体の育成に関する事。 (4)社会教育の広報活動及び調整に関する事。 (5)社会教育施設（他課に属するものを除く。）の管理及び運営に関する事。 (6)青少年教育の推進に関する事。 (7)放課後子(1)どもプランに関する事。 (8)部内他の所管に属さない事項に関する事。
2	立川市	教育委員会 教育部	生涯学習 推進センター	管理係	立川市教育委員会処務規則 (1)センターの文書の收受、発送及び保管に関する事。 (2)センターの予算、決算及び会計に関する事。 (3)学習館の管理運営の統括に関する事。 (4)生涯学習推進審議会に関する事。 (5)生涯学習推進計画の調整に関する事。 (6)生涯学習推進事業の調整に関する事。 (7)社会教育関係附属機関委員及び専門委員に係る任免の調整に関する事。 (8)社会教育施設の建設計画に関する事。 (9)生涯学習情報システムに関する事。 (10)学習等供用施設の管理運営に関する事。 (11)学習等供用施設の施設、設備及び物品の維持管理並びに使用に関する事。 (12)林間施設の管理運営に関する事。 (13)センター内他の係に属しないこと。
				生涯学習係	(1)生涯学習の奨励及び援助に関する事。 (2)社会教育委員に関する事。 (3)社会教育団体の登録及び育成に関する事。 (4)社会教育の講座、教室等の実施に関する事。 (5)家庭教育の支援及び奨励に関する事。 (6)学習館において実施する講座及び事業の統括に関する事。 (7)生涯学習情報の収集、提供及び相談に関する事。 (8)生涯学習に関する調査及び研究に関する事。

				市民交流大学係	(1)市民交流大学の運営に関すること。 (2)市民交流大学の附属機関に関すること。 (3)市民交流大学の講座、教室等の実施に関すること。
				柴崎学習館係 砂川学習館係 西砂学習館係 高松学習館係 錦学習館係 幸学習館係	(1)学習館の管理運営に関すること。 (2)学習館の施設、設備及び物品の維持管理並びに使用に関すること。 (3)学習館活動の企画及び調整並びに関係団体の連絡に関すること。 (4)学習館の講座、教室、事業等の企画運営及び市民参画組織の支援に関すること。 (5)生涯学習情報の提供及び学習相談に関すること。 (6)視聴覚関係事業の実施及び視聴覚ライブラリーの管理運営に関すること。 など
				文化財係	(1)文化財の保護に関すること。 (2)文化財の保護思想の普及に関すること。 (3)文化財保護審議会に関すること。 (4)文化財保護調査員に関すること。 (5)歴史民俗資料館の管理運営に関すること。 (6)川越道緑地古民家園の管理運営に関すること。 (7)文化財に関する調査、研究及び資料の収集に関すること。
3	武蔵野市	教育委員会 教育部	生涯学習スポーツ課	生涯学習係 スポーツ振興係	武蔵野市教育委員会部課に関する規則 (1)社会教育に関すること。 (2)生涯学習の振興に関すること。 (3)文化財保護に関すること。 (4)学校開放に関すること。 (5)市民会館に関すること。 (6)武蔵野ふるさと歴史館に関すること。 (7)ひと・まち・情報 創造館武蔵野プレイスに関すること。 (8)スポーツ振興に関すること。 (9)スポーツ施設に関すること。
4	三鷹市	教育委員会 教育部	生涯学習課	※係はないが、統括主査が設置されている。	三鷹市教育委員会事務局処務規則 (1)生涯学習の推進に関すること。 (2)生涯学習に関する企画、調査及び連絡調整に関すること。 (3)社会教育施設（社会教育会館、図書館及び体育施設を除く。）の建設及び管理運営に関すること。 (4)社会教育に関する調査及び研究に関すること。 (5)社会教育委員及び課所管の社会教育指導員に関すること。 (6)成人教育に関すること。

					<p>(7) 学校施設（体育施設を除く。）の開放事業に関する事。</p> <p>(8) 社会教育関係団体の育成に関する事。</p> <p>(9) 社会教育指導者の養成充実にに関する事。</p> <p>(10) 市民芸術文化活動に関する事。</p> <p>(11) 文化財の調査、研究及び保護に関する事。</p> <p>(12) 文化財保護審議会に関する事。</p> <p>(13) 三鷹市遺跡調査会に関する事。</p> <p>(14) その他生涯学習、社会教育及び文化財に関する事。</p>
			社会教育会館		<p>三鷹市社会教育会館処務規則</p> <p>・本館</p> <p>(1) 公民館運営審議会及び会館所管の社会教育指導員に関する事。</p> <p>(2) 公印の管守に関する事。</p> <p>(3) 文書の收受発送及び整理保存に関する事。</p> <p>(4) 物品の出納保管に関する事。</p> <p>(5) 本館内の連絡調整及び庶務に関する事。</p> <p>(6) 本館の渉外連絡に関する事。</p> <p>(7) 本館の維持、管理に関する事。</p> <p>(8) 本館及び地区館の施設、設備の使用承認の事務に関する事。</p> <p>(9) 地区館との連絡調整及び地区館の庶務に関する事。</p> <p>(10) 成人教育及び青少年教育関係事業の実施に関する事。</p> <p>(11) 各種講座、講習会、展示会等の開催に関する事。</p> <p>(12) 図書、記録、資料等の整備及び利用に関する事。</p> <p>(13) 視聴覚教育に必要な設備、器材及び資料の提供に関する事。</p> <p>(14) 広報活動に関する事。</p> <p>(15) その他公民館活動に関する事。</p> <p>・東社会教育会館 西社会教育会館</p> <p>(1) 地区館の渉外連絡に関する事。</p> <p>(2) 公印の保管に関する事。</p> <p>(3) 地区館の維持管理に関する事。</p> <p>(4) 本館及び地区館の施設、設備の使用承認の事務に関する事。</p>
5	青梅市	教育委員会 教育部	社会教育課	生涯学習推進係	<p>青梅市教育委員会処務規則</p> <p>(1) 生涯学習の推進に関する総合的な計画および指導に関する事。</p> <p>(2) 社会教育委員に関する事。</p> <p>(3) 社会教育事業の実施に関する事。</p>

					<p>(4) 社会教育団体に関すること。</p> <p>(5) 視聴覚教育に関すること。</p> <p>(6) 教育機関および施設（他の所管に属するものを除く。）の設置、管理または廃止に関すること。</p> <p>(7) 市立小中学校施設の開放に関すること。</p>
6	府中市	教育委員会 文化スポーツ部	生涯学習スポーツ課	学習推進係	<p>府中市教育委員会事務局事務分掌規則</p> <p>(1) 社会教育機関の設置、管理及び廃止並びにその運営に関すること。</p> <p>(2) 社会教育・生涯学習全般の企画、指導及び施設経理に関すること。</p> <p>(3) 社会教育団体の指導及び育成に関すること。</p> <p>(4) 社会教育委員に関すること。</p> <p>(5) 社会教育団体との情報交換に関すること。</p> <p>(6) 社会教育・生涯学習に関する調査統計に関すること。</p> <p>(7) 文化・芸術に関すること。</p> <p>(8) 社会教育・生涯学習に関する講座及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開設並びにそれらの奨励に関すること。</p> <p>(9) 社会教育団体との連絡提携に関すること。</p> <p>(10) 学校施設を利用する社会教育・生涯学習に関すること。</p> <p>(11) 社会教育・生涯学習資料の刊行及び配布に関すること。</p> <p>(12) 青少年教育に関すること。</p> <p>(13) 学校PTAに関すること。</p> <p>(14) 視聴覚教育に関すること。</p> <p>(15) ユネスコ活動に関すること。</p> <p>(16) 生涯学習センターに関すること。</p> <p>(17) 府中市立図書館の管理及び運営に関すること。</p> <p>(18) その他社会教育・生涯学習に関すること。</p>
				スポーツ推進係	<p>(1) 社会教育施設の管理に関すること。</p> <p>(2) 生涯学習センターの管理及び運営に関すること。</p> <p>(3) 公民館の設置、管理及び廃止並びにその運営に関すること。</p> <p>(4) クルトピアに関すること。</p> <p>(5) 公民館全般の企画、指導及び施設経理に関すること。</p> <p>(6) 公民館運営審議会委員及びこれらの会議に関すること。</p> <p>(7) 公民館に関する調査統計に関すること。</p> <p>(8) 社会体育の企画、指導、行事等の実施に関すること。</p> <p>(9) 体育機関の設置、管理及び廃止に関すること。</p>

					(10) 体育諸団体との連絡調整に関する事。 (11) 市民体育に関する事。 (12) 地域集会所に関する事。 (13) その他公民館・社会体育に関する事。
				施設係	(1) スポーツ施設の管理に関する事 (2) 施設の維持管理・整備業務 (3) 利用者登録受付 (4) 使用許可・予約管理 (5) 利用の情報提供
7	昭島市	教育委員会 生涯学習部	社会教育課	社会教育係	昭島市教育委員会事務局処務規則 (1) 社会教育及び生涯学習の総合調整に関する事。 (2) 社会教育及び生涯学習に係る行政相談に関する事。 (3) 生涯学習の推進に関する事。 (4) 社会教育関係団体の育成及び援助に関する事。 (5) 市史及び文化財の保護、調査に関する事。 (6) 社会教育関係委員に関する事。 (7) 社会教育に係る情報収集及び調査研究に関する事。 (8) 社会教育施設の管理及び運営に関する事。 (9) 市立会館（あきしま会館を除く。）の管理及び運営に関する事。 (10) 社会教育教材用具の管理及び貸出しに関する事。 (11) 部内庶務に関する事。
8	調布市	生活文化スポーツ部	生涯学習交流推進課	生涯学習交流推進係	調布市組織規則 (1) 生涯学習に係る施策の総合的な企画及び推進調整に関する事。 (2) 生涯学習の調査に関する事。 (3) 生涯学習情報の収集及び提供並びに生涯学習情報コーナーに関する事。 (4) 生涯学習関連機関との連絡調整に関する事。 (5) みんなの広場に関する事。 (6) 大学等の教育機関との連携に関する事。 (7) 課内の庶務に関する事。
		教育委員会 教育部	社会教育課	社会教育係	調布市教育委員会事務局処務規則 (1) 社会教育振興計画に関する事。 (2) 社会教育施設の施設計画に関する事。 (3) 社会教育に関する教育機関との連絡調整に関する事。 (4) 社会教育委員に関する事。

					<ul style="list-style-type: none"> (5) 社会教育指導員に関すること。 (6) 社会教育関係登録団体の育成及び援助に関すること。 (7) 社会教育関係団体等との連絡調整に関すること。 (8) 調布市公立学校PTA連合会との連絡調整に関すること。 (9) 家庭教育に関すること。 (10) 成人教育に関すること。 (11) 学校施設開放に関すること。 (12) 成人式の実施に関すること。 (13) 八ヶ岳少年自然の家に関すること。 (14) 青少年団体指導者養成事業に関すること。 (15) 青少年の意見表明事業に関すること。 (16) 障害者社会活動支援事業に関すること。 (17) こどもの家に関すること。 (18) 青少年交流館に関すること。 (19) その他社会教育に関すること。 (20) 課内の庶務に関すること。
9	町田市	教育委員会 生涯学習部	生涯学習総務課	総務係	町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則 <ul style="list-style-type: none"> (1) 生涯学習審議会に関すること。 (2) 社会教育委員に関すること。 (3) 生涯学習及び社会教育の基本的な方針に関すること。 (4) 文化財保護に関すること。 (5) 文化財の調査及び収集に関すること。 (6) 文化財保護審議会に関すること。 (7) 文化財資料の刊行配布に関すること。 (8) 考古資料室に関すること。 (9) 自由民権資料館に関すること。 (10) 部内の事務事業の執行計画の調整に関すること。 (11) 部内の事務事業の進行管理に関すること。 (12) 部内の連絡調整に関すること。 (13) 部内の事務改善に関すること。 (14) 部の予算、決算に関すること。 (15) 部内の組織及び人事に関すること。 (16) 部内の文書に関すること。 (17) 部長の特命事項の調査及び処理に関すること。
				文化財係	
				自由民権資料館	

					(18) 其他部内の庶務に関すること。 (19) 部内他の課に属しない事務に関すること。
10	小金井市	教育委員会 生涯学習部	生涯学習課	生涯学習係	小金井市教育委員会事務局組織規則 (1) 生涯学習に係る総合計画、施策の推進に関すること。 (2) 社会教育委員に関すること。 (3) 生涯学習に関する調査、資料の収集及び広報に関すること。 (4) 社会教育指導者の育成及び研修に関すること。 (5) 社会教育団体の育成援助に関すること。 (6) 部内の事務事業の調整に関すること。 (7) 部課内の庶務に関すること。
				文化財係	(1) 文化財保護審議会に関すること。 (2) 文化財の調査及び保護に関すること。 (3) 郷土芸能団体等の育成援助に関すること。 (4) 文化財センターの管理、運営に関すること。 (5) 文化財の収集、保管及び展示公開に関すること。 (6) 埋蔵文化財の保護及び発掘調査に関すること。 (7) 市史編さん資料の収集、保管及び刊行に関すること。
11	小平市	教育委員会 教育部	地域学習支援課	生涯学習担当	小平市教育委員会事務局処務規則 (1) 生涯学習及び社会教育の振興に係る総合的な計画・調整に関すること。 (2) 青少年教育及び青少年対策に関すること。 (3) 地域による学校支援に関すること。 (4) 非核平和事業に関すること。 (5) 生涯学習及び社会教育に関する他課に属さないこと。
12	日野市	教育委員会 教育部	生涯学習課	生涯学習係	日野市教育委員会事務局処務規則 (1) 生涯学習の振興に関すること。 (2) 社会教育委員に関すること。 (3) 生涯学習に関する総合的な計画の策定及び総合調整に関すること。 (4) 青少年教育に関すること。 (5) 家庭教育に関すること。 (6) 関係団体の助成及び育成に関すること。 (7) 学校開放(教室及び体育施設)に関すること。 (8) 八ヶ岳高原大成荘の管理運営に関すること。 (9) 課内の庶務に関すること。
				文化財係	(1) 文化財保護審議会委員に関すること。

					(2)文化財の調査及び保護に関すること。 (3)文化財保護の啓蒙及び普及に関すること。 (4)関係団体の助成及び育成に関すること。
13	東村山市	教育委員会 教育部	社会教育課	社会教育係	東村山市教育委員会事務局組織規則 (1)社会教育の総合調整に関すること。 (2)社会教育に関する教育機関との連絡調整に関すること。 (3)社会教育団体の指導育成に関すること(他の部署に属するものを除く。) (4)青少年教育及び青少年健全育成に関すること。 (5)青少年健全育成施設に関すること。 (6)成人の日のつどいに関すること。 (7)青少年問題協議会に関すること。 (8)青少年委員に関すること。 (9)その他青少年に関すること。 (10)予算、決算及び経理に関すること。 (11)課の庶務に関すること。
				生涯学習係	(1)生涯学習推進計画の調整に関すること。 (2)生涯学習の推進に関すること。 (3)生涯学習情報の収集、提供及び学習相談に関すること。 (4)学校開放(遊び場開放、教室開放、土曜開放)に関すること。 (5)芸術文化に関すること。 (6)社会教育委員に関すること。
14	国分寺市	市民生活部	文化と人権課	人権・男女共同参画 担当	国分寺市組織規則 (1)文化振興の推進に関すること。 (2)生涯学習の推進に関すること。 (3)市民文化祭に関すること。 (4)いずみホールの管理運営に関すること。 (5)その他文化事業に関すること。 (6)男女平等推進委員会に関すること。 (7)男女平等推進行動計画の推進及び調整に関すること。 (8)男女平等推進センターで実施する講座、フォーラム開催事業等に関すること。 (9)図書資料室の管理及び情報提供に関すること。 (10)男女平等推進センター情報誌の編集及び発行に関すること。 (11)相談事業に関すること。 (12)人権(同和問題含む。)啓発及び人権相談に関すること。
				文化振興担当	

					<p>(13)男女平等推進センターの管理運営に関すること。</p> <p>(14)犯罪被害者等の支援に関すること。</p> <p>(15)その他男女平等社会の実現に関する施策に関すること。</p> <p>(16)憲法及び平和行事に関すること。</p>
		教育委員会 教育部	社会教育課	社会教育担当	<p>国分寺市教育委員会事務局処務規則</p> <p>(1)教育・学習機関との連携に関すること。</p> <p>(2)社会教育に関すること。</p> <p>(3)社会教育委員に関すること。</p> <p>(4)社会教育関係団体との連絡及び指導育成に関すること。</p> <p>(5)社会教育情報の提供に関すること。</p> <p>(6)市民大学に関すること。</p> <p>(7)成人教育に関すること。</p> <p>(8)青少年教育に関すること。</p> <p>(9)青少年委員に関すること。</p> <p>(10)放課後子どもプランに関すること。</p> <p>(11)青少年及び成人に関する組織的活動の育成及び援助に関すること。</p> <p>(12)わんぱく学校及びジュニアリーダー育成に関すること。</p> <p>(13)プレイステーション及び学校キャンプに関すること。</p> <p>(14)児童生徒の地域活動及び知的障害のある青年の余暇活動の補助金に関すること。</p> <p>(15)学校施設開放に関すること(学校体育施設を除く。)</p> <p>(16)教育センター及び男女平等推進センターの管理及び施設の利用承認に関すること。</p> <p>(17)市民課光町サービスコーナーの管理に関すること。</p>
15	国立市	教育委員会 教育部	生涯学習課	社会教育・体育担当	<p>国立市教育委員会事務局処務規則</p> <p>(1)社会教育委員、文化財保護審議会委員及び文化財調査員に関すること。</p> <p>(2)社会教育施設間の連絡調整に関すること。</p> <p>(3)社会教育施設の整備計画に関すること。</p> <p>(4)生涯学習の振興及び施策の推進に関すること。</p> <p>(5)社会教育関係団体の育成、指導に関すること。</p> <p>(6)文化財の保護に関すること。</p> <p>(7)芸術文化の振興に関すること。</p> <p>(8)新生活運動に関すること。</p> <p>(9)社会教育関係諸行事の企画、実施に関すること。</p> <p>(10)社会教育資料の収集並びに作成に関すること。</p> <p>(11)社会教育関係の指導者の養成に関すること。</p>

					<ul style="list-style-type: none"> (12)社会教育に係る教育行政相談に関する事。 (13)その他社会教育に関する事。 (14)公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団に関する事。 (15)成人式に関する事。 (16)スポーツ推進委員に関する事。 (17)社会体育及びレクリエーションの総合企画、指導及び実施に関する事。 (18)社会体育事業の開催及び奨励に関する事。 (19)社会体育関係団体の育成、指導及び助成に関する事。 (20)学校開放に関する事。 (21)その他社会体育に関する事。 (22)公立文化・スポーツ施設の管理運営に関する事。 (23)課内の庶務に関する事。
16	福生市	教育委員会 教育部	生涯学習推進課	生涯学習推進係	福生市教育委員会事務局処務規則 <ul style="list-style-type: none"> (1)生涯学習に関する事。 (2)社会教育委員に関する事。 (3)生涯学習の計画に関する事。 (4)社会教育団体の育成及び援助に関する事。 (5)社会教育に係る諸調査及び統計に関する事。 (6)その他社会教育に関する事。 (7)扶桑会館及びかえで会館に関する事。 (8)福生市プチギャラリーに関する事。 (9)課内庶務に関する事。
				地域教育支援係	<ul style="list-style-type: none"> (1)青少年の健全育成に関する事。 (2)青少年海外派遣に関する事。 (3)成人式に関する事。 (4)子ども議会に関する事。 (5)ふっさっ子の広場に関する事。 (6)PTAに関する事。 (7)学校と地域の連携に関する事。
				文化財係	<ul style="list-style-type: none"> (1)文化財に関する事。 (2)文化財保護審議会に関する事。 (3)郷土資料室の管理運営に関する事。 (4)市史刊行物等の管理に関する事。

17	狛江市	市民生活部	地域活性課	コミュニティ文化係	狛江市組織規則 (1)民間非営利団体（NPO）に関する事。 (2)地域・地区センターの管理及びセンター間の総合調整に関する事。 (3)各地域・地区センター運営協議会に関する事。 (4)町会及び自治会に関する事。 (5)友好都市に関する事。 (6)コミュニティ助成及び施策に関する事。 (7)生涯学習の計画及び推進に関する事。 (8)文化施設の管理及び運営に関する事。 (9)芸術及び文化（文化財を除く。）に関する事。 (10)市民保養地の利用等に関する事。 (11)課内の庶務に関する事。
				地域振興係	(1)商工業の振興に関する事。 (2)商工業団体との連絡調整に関する事。 (3)企業活動支援に関する事。 (4)中小企業への資金融資及び助成に関する事。 (5)農業の振興に関する事。 (6)農業団体との連絡調整に関する事。 (7)市民農園に関する事。 (8)消費者の保護及び相談に関する事。 (9)消費者団体との連絡調整に関する事。 (10)観光に関する事。 (11)労働に関する事。 (12)撮影支援に関する事。 (13)計量思想の普及及び計量検定に関する事。 (14)不用品交換コーナーに関する事。 (15)家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法の表示調査等に関する事。 (16)中小小売商業振興法に基づく認定等に関する事。
				狛江の魅力発信担当	(1)地域活性化の推進に関する事。 (2)地域活性化の推進に係る施策の企画及び調整に関する事。
		教育委員会 教育部	社会教育課	社会教育係 狛江市教育委員会事務局処務規則 (1)公民館，その他社会教育関係機関の設置，管理及び廃止に関する事。 (2)社会教育施設（文化施設を除く。）の管理及び運営に関する事。 (3)社会教育委員の会議に関する事。	

				<ul style="list-style-type: none"> (4) 社会教育団体との連絡及び指導育成に関すること。 (5) 社会教育資料の収集，出版及び展示に関すること。 (6) 社会教育情報の交換及び調査研究に関すること。 (7) 社会教育に必要な設備，器材及び資料の提供に関すること。 (8) その他社会教育に関すること。 (9) 社会体育及びスポーツ施設の管理運営に関すること。 (10) 狛江市スポーツ推進審議会に関すること。 (11) 狛江市スポーツ推進委員に関すること。 (12) 社会体育，スポーツ及びレクリエーションの調査研究，統計，計画実施及び指導奨励に関すること。 (13) 社会体育，スポーツ及びレクリエーション活動の普及啓発に関すること。 (14) 社会体育団体，スポーツ及びレクリエーション団体の連絡並びに指導育成に関すること。 (15) その他社会体育，スポーツ及びレクリエーションに関すること。 (16) 課内の庶務に関すること。
			文化財担当	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化財の保存及び活用に関すること。 (2) 文化財専門委員に関すること。 (3) 博物館に関すること。 (4) 狛江市立古民家園に関すること。 (5) 歴史，芸術及び民俗等に関する資料の収集並びに保存及び管理に関すること。
18	東大和市	教育委員会 社会教育部	社会教育課	生涯学習係 東大和市教育委員会事務局処務規則 <ul style="list-style-type: none"> (1) 生涯学習施策の企画及び推進に関すること。 (2) 生涯学習推進計画審議会に関すること。 (3) 社会教育施策の企画及び推進に関すること。 (4) 社会教育施設の設置に関すること。 (5) 社会教育委員に関すること。 (6) 社会教育関係団体に関すること。 (7) 社会体育施策の企画及び推進に関すること。 (8) スポーツ推進委員に関すること。 (9) 体育施設等の総合的な管理に関すること。 (10) 学校施設の使用承認に関すること。 (11) 体育、スポーツ及びレクリエーションの活動の普及及び振興に関すること。 (12) 体育、スポーツ及びレクリエーションの大会等の開催及び奨励に関すること。 (13) 市史に関すること。

					(14)課内の庶務に関すること。 (15)部内の庶務及び調整に関すること。
19	清瀬市	教育委員会 教育部	生涯学習スポーツ課	生涯学習係	清瀬市教育委員会事務局組織規則 (1)生涯学習及び社会教育に関する講座及び講演会等の企画、立案並びに実施に関すること。 (2)生涯学習及び社会教育の総合調整に関すること。 (3)生涯学習及び社会教育に必要な情報の収集、提供に関すること。 (4)生涯学習及び社会教育の諸団体の育成及び援助に関すること。 (5)生涯学習及び社会教育の資料の刊行に関すること。 (6)生涯学習推進協議会及び社会教育委員の会議に関すること。 (7)成人式に関すること。 (8)生涯学習センター施設の貸出し及び管理運営に関すること。 (9)公共施設予約情報システムの総合調整に関すること。 (10)文化行政に関すること。 (11)～(15)については、条例引用のため省略 (16)その他生涯学習及び社会教育に関すること。 (17)課内の庶務及び連絡調整に関すること。
				生涯スポーツ係	(1)生涯スポーツ及び社会体育の企画、立案及び実施に関すること。 (2)生涯スポーツ団体及び社会体育団体の計画、実施及び奨励に関すること。 (3)生涯スポーツ団体及び社会体育団体の育成及び援助に関すること。 (4)スポーツ推進委員の活動に関すること。 (5)市立学校施設のスポーツ開放に関すること。 (6)その他生涯スポーツ及び社会体育に関すること。
20	東久留米市	教育委員会 教育部	生涯学習課	生涯学習係	東久留米市教育委員会処務規則 (1)社会教育の総合企画、立案及び総合調整に関すること。 (2)社会教育委員に関すること。 (3)社会教育施設（体育施設を含む。）の計画についての総合調整に関すること。 (4)社会教育指導者養成及び団体の指導、育成に関すること。 (5)成人式に関すること。 (6)生涯学習の基本計画に関すること。 (7)生涯学習の推進に関すること。 (8)生涯学習に係る連絡調整に関すること。 (9)生涯学習センター活動の企画及び調整に関すること。 (10)各種学級、講座の開設に関すること。 (11)講習会、講演会、展示会等の開催に関すること。

					<p>(12)学術・文化事業に関すること。</p> <p>(13)生涯学習センター事業の広報活動に関すること。</p> <p>(14)生涯学習センター事業に係る他の機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(15)その他、生涯学習センターの目的達成のために必要な事業に関すること。</p> <p>(16)生涯学習センター施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(17)生涯学習センター施設及び備品を市民の利用に供すること。</p> <p>(18)その他、生涯学習に関すること。</p> <p>(19)放課後子供教室に関すること。</p> <p>(20)課の庶務に関すること。</p>
				文化財係	<p>(1)文化財の保護、保存及び活用に関すること。</p> <p>(2)文化財の指定及び解除に関すること。</p> <p>(3)文化財施設の整備及び管理運営に関すること。</p> <p>(4)文化財に係る他の機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(5)その他、文化財に関すること。</p> <p>(6)（仮称）郷土資料館の調査研究に関すること。</p>
				スポーツ振興係	<p>(1)体育の総合企画、立案及び総合調整に関すること。</p> <p>(2)体育施設等における事業の企画及び運営に関すること。</p> <p>(3)体育団体との連絡調整及び指導、育成に関すること。</p> <p>(4)スポーツ推進委員に関すること。</p> <p>(5)体育施設及びスポーツセンター（以下「体育施設等」という。）の計画についての調整に関すること。</p> <p>(6)体育施設等の設置及び廃止に関すること。</p> <p>(7)体育施設等の管理運営に関すること。</p> <p>(8)民間体育施設の借用等に関すること。</p> <p>(9)その他、体育事業の推進及び振興に関すること。</p>
21	武蔵村山市	教育委員会 教育部	文化振興課	生涯学習グループ 歴史民俗資料館 グループ	<p>武蔵村山市教育委員会事務局組織規則</p> <p>(1)生涯学習及び社会教育の総合計画及び推進に関すること。</p> <p>(2)社会教育委員に関すること。</p> <p>(3)公民館運営審議会に関すること。</p> <p>(4)青少年問題協議会に関すること。</p> <p>(5)公民館の管理に関すること。</p> <p>(6)市民会館に関すること。</p> <p>(7)学習等供用施設（さいかち地区学習等供用施設、中部地区学習等供用施設及び雷塚地区学習等供用施設を除く。）の施設の維持管理に関すること。</p>

					<ul style="list-style-type: none"> (8) 地区会館（さいかち地区会館及び中部地区会館を除く。）の運営管理に関すること。 (9) 地区集会所の管理に関すること。 (10) 教育センターの生涯学習活動室の運営管理に関すること。 (11) 文化財に関すること。 (12) 文化財保護審議会に関すること。 (13) 歴史民俗資料館の管理に関すること。 (14) その他文化振興に関すること。
22	多摩市	くらしと文化部	文化スポーツ課	文化学習担当	<p>多摩市組織規則</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生涯学習に係る施策の総合的な企画及び推進並びに調整に関すること。 (2) 生涯学習の情報提供及び学習相談に関すること。 (3) 施設予約システムに関すること。 (4) 複合文化施設の維持管理に関すること。 (5) 文化事業及び文化団体に関すること。 (6) 公益財団法人多摩市文化振興財団に関すること。(多摩市外郭監理団体等指導監理要綱による関与等) (7) 友好都市交流事業に関すること。 (8) 多文化共生及び国際交流事業に関すること。 (9) 多摩市国際交流センターに関すること。 (10) 学校跡地施設の使用に関すること。 (11) 課の庶務に関すること。 (12) 課の他の担当に属さないこと。
		教育委員会 教育部	教育振興課	学びあい育ちあい係	<p>多摩市教育委員会事務局組織規則</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 家庭教育の支援に関すること。 (2) 生涯学習の調整に関すること。 (3) 学びあい育ちあい推進審議会に関すること。 (4) 学校教育及び社会教育の連携に関すること。 (5) 公民館及び図書館の連絡調整に関すること。 (6) ハヶ岳少年自然の家に関すること。
23	稲城市	教育委員会 教育部	生涯学習課	社会教育・公民館係	<p>稲城市教育委員会事務局処務規則</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 社会教育の総合計画に関すること。 (2) 社会教育施設の建設計画等に関すること。 (3) 社会教育委員に関すること。 (4) 社会教育に関する調査研究及び情報の交換に関すること。 (5) 社会教育指導者の養成に関すること。

					<ul style="list-style-type: none"> (6) 社会教育団体の育成援助に関する事。 (7) 社会教育施設間の連絡調整に関する事。 (8) 芸術、文化及び芸能の振興に関する事。 (9) ユネスコ活動に関する事。 (10) 放課後子ども教室に関する事。 (11) 成人式に関する事。 (12) 公民館の維持管理に関する事。 (13) 公民館運営審議会に関する事。 (14) 公民館の運営に関する事。 (15) その他社会教育に関する事。 (16) 課内の庶務に関する事。
				生涯学習推進係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生涯学習の総合計画の企画及び立案に関する事。 (2) 生涯学習に係る連絡調整に関する事。 (3) 生涯学習に関する情報の収集及び提供に関する事。 (4) 生涯学習の推進に関する事。 (5) 文化財専門委員に関する事。 (6) 文化財の調査、研究、保護及び稲城市郷土資料室に関する事。 (7) 市史編さんに関する事。 (8) 稲城市立 i(あい)プラザに関する事。
24	羽村市	教育委員会 生涯学習部	生涯学習総務課	総務係	<p>羽村市教育委員会事務局処務規則</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事。 (2) 教育委員会の職員の人事、服務、給与及び福利に関する事。 (3) 教育委員会の会議及び委員に関する事。 (4) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検、評価、及びその結果に関する報告書の作成、議会に提出、公表に関する事。 (5) 規則、規程の制定、改廃に関する事。 (6) 教育行政の相談に関する事。 (7) 公印の保管に関する事。 (8) 公告式、訓令等に関する事。 (9) 予算及び決算に関する事。 (10) 儀式、ほう賞及び表彰に関する事。 (11) 教育広報の発行に関する事。 (12) 渉外事務に関する事。 (13) 奨学金に関する事。

					<ul style="list-style-type: none"> (14)私立の各種学校（幼稚園を除く。）に関する事。 (15)教育施設の新築、増築及び改築に関する事。 (16)学校施設及び設備の管理に関する事。 (17)施設台帳に関する事。 (18)学校施設の諸調査及び統計に関する事。 (19)学校施設の損害保険に関する事。 (20)総合教育会議に関する事。 (21)他の課の主管に属さない事。 (22)課内の庶務に関する事。
				生涯学習推進係	<ul style="list-style-type: none"> (1)生涯学習基本計画に関する事。 (2)社会教育施設間の連絡及び調整に関する事。 (3)社会教育委員に関する事。 (4)社会教育関係団体等に関する事。 (5)青少年及び成人教育に関する事。 (6)視聴覚教育に関する事。 (7)家庭教育に関する事。 (8)芸術文化の振興に関する事。 (9)生涯学習資料の収集、整理及び提供に関する事。 (10)その他生涯学習に関する事。
25	あきる野市	教育委員会 教育部	生涯学習スポーツ課	生涯学習係	<p>あきる野市教育委員会事務局処務規則</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)生涯学習の総合的な計画及び調整に関する事。 (2)社会教育事業の実施及び活動の奨励に関する事。 (3)社会教育委員に関する事。 (4)社会教育関係団体等の育成及び援助に関する事。 (5)成人式に関する事。 (6)家庭教育の情報提供に関する事。 (7)青少年施策に関する事。 (8)青少年問題協議会に関する事。 (9)青少年委員に関する事。 (10)文化行政に関する事。 (11)市民文化ホールの管理及び運営に関する事。 (12)産業文化複合施設の管理及び運営に関する事。 (13)その他社会教育及び青少年健全育成に関する事。 (14)課内の庶務に関する事。

				スポーツ推進係	(1)スポーツ・レクリエーションの推進に関すること。 (2)スポーツ推進審議会に関すること。 (3)スポーツ推進委員に関すること。 (4)スポーツ大会等の開催及び奨励に関すること。 (5)社会体育関係団体との連絡調整に関すること。 (6)社会体育施設の管理及び運営に関すること。 (7)その他スポーツ・レクリエーションに関すること。 (8)いきいきセンターの管理及び運営に関すること。
				文化財係	(1)文化財に関すること。 (2)五日市郷土館に関すること。 (3)二宮考古館に関すること。 (4)文化財保護審議会に関すること。
				公民館係	(1)公民館の主催事業に関すること。 (2)公民館の公印の保管に関すること。 (3)公民館の管理に関すること。 (4)公民館の使用料の徴収、減免及び還付に関すること。 (5)芸術文化振興事業の実施に関すること。 (6)生涯学習推進事業の実施に関すること。 (7)利用団体等の連絡調整及び援助に関すること。 (8)その他公民館の目的を達成するため、必要な事務に関すること。
26	西東京市	教育委員会 教育部	社会教育課	社会教育係	(1)社会教育の総合的な計画及び施設整備に関すること。 (2)社会教育委員に関すること。 (3)生涯学習の推進に係る施策に関すること。 (4)生涯学習に係る情報の収集、整備及び提供に関すること。 (5)学校施設開放事業に関すること。 (6)地域生涯学習事業に関すること。 (7)その他社会教育、生涯学習及び地域連携に関すること。 (8)課に属する教育財産に係る台帳の整備及び保管に関すること。 (9)課内の庶務に関すること。
				文化財係	(1)文化財の調査、研究及び保護に関すること。 (2)郷土資料室に関すること。 (3)市史の管理に関すること。 (4)その他文化財に関すること。